

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	智頭町

智頭町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 智頭町山村再生課
所在地 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1
電話番号 0858-75-3117
FAX番号 0858-75-4124
メールアドレス s-saisei@town.chizu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、アオサギ・ダイサギ（以下「サギ類」という）、カワウ、ヌートリア、アライグマ、ニホンザル、ツキノワグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、キジバト、カモ類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	智頭町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稻等	40	433
ニホンジカ	水稻等	43	465
カラス類	豆類	—	—
サギ類	水稻	—	—
カワウ	鮎、溪流魚	—	—
ヌートリア	水稻、いも類等	—	—
アライグマ	—	—	—
ニホンザル	野菜類	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
アナグマ	野菜類	—	—
ハクビシン	野菜類	—	—
タヌキ	野菜類	—	—
キジバト	豆類	—	—
カモ類	水稻	—	—

(2) 被害の傾向

○イノシシ

捕獲数は H26 年の 180 頭をピークに、高止まりの状況が続いているが、生息区域の拡大と生息数の増加がみられる。被害金額の中心は水稻・野菜類の被害金額となっているが、近年、農業用施設（畦畔等掘り起こし等）へ被害が増加していることから、被害面積 (a) あたりの被害金額が大きくなっている。また、被害の発生は被害防止対策実施地区外に集中している。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被害面積 (a)	95	116	63	31	40
被害金額 (千円)	1,043	1,387	729	336	433

○ニホンジカ

捕獲数は H26 年の 1,371 頭をピークに、高止まりの状況が続いているが、生息区域の拡大と生息数の増加がみられる。被害金額の中心は水稻の被害金額となっているが、近年、ニホンジカによる野菜類の食害が増加していることから、被害面積(a)あたりの被害金額が大きくなっている。また、被害の発生は被害防止対策実施地区外に集中している。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
被害面積(a)	31	53	56	29	43
被害金額(千円)	339	688	1001	411	465

○カラス類

定量的な把握はできていないが、豆類に被害が発生している。

○サギ類・キジバト・カモ類

定量的な把握はできていないが、水稻、豆類に被害が発生している。

○カワウ

定量的な把握はできていないが、鮎、溪流魚に被害が発生している。

○ヌートリア

定量的な把握はできていないが、水稻、いも類に散発的な被害が発生している。

○アライグマ

農作物被害は確認されていないが、今後の被害が予想される。

○ハクビシン

定量的な把握はできていないが、野菜類に散発的な被害が発生している。
また、民家への侵入による糞尿被害が発生している。

○ニホンザル

定量的な把握はできていないが、野菜類に被害が発生している。集落周辺まで出没し、不意の接触による人的被害も懸念される。

○ツキノワグマ

農作物被害は確認されていないが、集落周辺まで出没し、不意の接触による人的被害も懸念される。

○アナグマ、タヌキ

定量的な把握はできていないが、野菜類に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標（主要作物）概ね現状の70%を目標とする

指標		現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
		面積 (a)	金額 (千円)	面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稻等	40	433	28	303
ニホンジカ	水稻、野菜等	43	465	30	326

カラス類	豆類	—	—	—	—
サギ類	水稻	—	—	—	—
カワウ	鮎、溪流魚	—	—	—	—
ヌートリア	水稻、いも類等	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—	—
ニホンザル	野菜類	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—	—
アナグマ	野菜類	—	—	—	—
ハクビシン	野菜類	—	—	—	—
タヌキ	野菜類	—	—	—	—
キジバト	豆類	—	—	—	—
カモ類	水稻	—	—	—	—
合計		83	898	58	629

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題								
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象 主に被害農業者からの捕獲要望があった場合、町と捕獲業務の委託契約を締結する八頭郡猟友会智頭町支部に依頼し捕獲活動を実施している。</p> <p>(捕獲機材の導入：箱わな)</p> <p>○イノシシ、ニホンジカ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、集落ごとに要望を取りまとめて、町が捕獲機材を購入し、要望集落に捕獲機材を貸出している。要望集落には管理者を置き、捕獲者はわな猟免許取得者から選定し、捕獲活動を行っている。</p> <p>【前計画期間の導入実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </table>	R5	R6	R7	合計	0	3	1	4	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象 令和4年度に八頭郡猟友会智頭町支部会員は37名であったが、令和7年度現在45名で狩猟免許取得者の新規取得者が増えている。今後も新規取得者を獲得し、捕獲対策の強化を図る必要がある。</p> <p>(捕獲機材の導入：箱わな)</p> <p>○イノシシ、ニホンジカ 一部の箱わな・囲いわなに、定期的な点検・修繕等の管理が不十分なことで、耐用年数の低下が懸念されるものや、捕獲効率を高める運用となっていないものが見られる。 捕獲檻の管理について講習会を開催することで適切な管理方法を周知し、捕獲効率を高める。</p>
R5	R6	R7	合計							
0	3	1	4							

	<p>○カラス類 猟銃による捕獲活動と年3回の一斉捕獲を行っている。</p> <p>○サギ類、カワウ 追い払いや猟銃による捕獲活動を行っている。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ 外来生物法に係る「防除実施計画」に基づく防除実施講習会を開催し捕獲従事者の増を図るとともに、貸出用箱わなを使用して年間を通じた捕獲を行っている。</p> <p>【前計画期間の登録人数】</p> <table border="1" data-bbox="435 920 815 1010"> <tr> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> </table>	R5	R6	R7	合計	4	2	2	8	<p>○カラス類 猟銃による捕獲活動に加え、箱わなによる捕獲を検討し、捕獲羽数の増を図る必要がある。</p> <p>○サギ類、カワウ 猟銃による捕獲が困難であるほか、追い払っても再度戻ってきて被害を与えている。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ ニートリアの散発的な目撃情報や被害報告があるものの、捕獲頭数が令和5年度は0頭、6年度は5頭に留まっている。</p> <p>また、アライグマは町内での目撃情報、被害情報はないが、近隣自治体で生息が確認されていることから、捕獲体制の整備が必要である。</p>							
R5	R6	R7	合計														
4	2	2	8														
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>(侵入防止柵の設置・管理) 被害集落又は2戸以上の被害農家が、侵入防止柵の設置計画を立て、県と町から資材費の2/3補助を受けて整備し管理を行っている。</p> <p>また、集落ごとに侵入防止柵を整備する場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用することにより、集落の経費負担の軽減を図っている。</p> <p>緩衝帯の整備を推進している。</p> <p>【前計画期間の柵の整備実績】</p> <table border="1" data-bbox="435 1579 892 1805"> <thead> <tr> <th></th> <th>地区数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5</td> <td>16</td> <td>4,932</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>6</td> <td>1,608</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>3</td> <td>1,060</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>7,600</td> </tr> </tbody> </table>		地区数	延長(m)	R5	16	4,932	R6	6	1,608	R7	3	1,060	計	25	7,600	<p>(侵入防止柵の設置・管理) 被害が侵入防止柵の整備が進んでいない里部に拡大しており、計画的な防護柵の設置が必要である。</p> <p>捕獲檻との一体的な管理・運用が進んでいない。</p>
	地区数	延長(m)															
R5	16	4,932															
R6	6	1,608															
R7	3	1,060															
計	25	7,600															
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>(放任果樹の除去) ツキノワグマの農業被害及び集落への侵入被害を低減させるため、柿の木を中心とした放任果樹の除去を集落で取り組んでいる。</p>	<p>(鳥獣被害防止意識・技術向上) 鳥獣の習性や効率的な被害防止対策を学ぶ機会が少ないため、各集落を対象とした講習会を開催する必要がある。</p>															

(5) 今後の取組方針

今後も、捕獲と被害防除を基本とした対策を進める。

捕獲については八頭郡猟友会智頭町支部会員を中心とする狩猟免許取得者と連携し進めていく。また、事業実施に当たっては、出沒要因や集落環境等の状況を把握し、的確で効果的な対策を進める。

また、ICT 機器等の活用し、加害個体の捕獲体制の構築とともに、当該モデル事業の実証結果を横展開し鳥獣被害対策の普及を図る。

被害防除については、地域内で合意形成を図りながら計画的に侵入防止柵の設置を進める。設置に当たっては、国事業である鳥獣被害防止総合対策交付金と県事業である鳥獣被害総合対策事業を活用する。

なお、野生鳥獣による農林作物被害があった際は速やかに町に報告することを周知する。

○イノシシ

里部での侵入防止対策を積極的に推進し、極力飛び地とならないよう集団的に柵の設置に取り組む。

農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。

○ニホンジカ

里部での侵入防止対策を積極的に推進し、極力飛び地とならないよう集団的に柵の設置に取り組む。

農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。

国の交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業)により捕獲活動への支援を強化し、個体数の低減を図る。

○カラス類

一斉捕獲活動による効果的な捕獲に加え、箱わなによる捕獲を検討する。また、誘因となる不要果樹の伐採・撤去をはじめ、野菜残さの除去を働きかける。

○サギ類、カワウ、キジバト、カモ類

被害の発生した地域で追い払いを行い、必要に応じて銃器等による捕獲を行う。

○ヌートリア、アライグマ

外来生物法に係る「防除実施計画」に基づき、期間を通じた捕獲を実施するとともに、農作物への被害が発生する前に地域からの完全排除を目的とした捕獲対策を強化する。防除実施計画捕獲従事者台帳への登録を図るための捕獲講習会を開催する。

ヌートリアは捕獲奨励金の交付により捕獲活動を支援し強化を図る。アライグマは今後予想される被害発生の状況に対応し、捕獲奨励金を活用した捕獲活動の支援を検討する。

○ハクビシン

期間を通じた捕獲を実施し、農作物への被害が発生する前に捕獲対策を強化する。

○ニホンザル

誘因となる不要果樹の伐採・撤去をはじめ、野菜残さの除去を働きかける。追い払いを行い、必要に応じて、わな・銃器による捕獲を行う。

○ツキノワグマ

県補助金を活用し、熊よけ鈴を小学生に配布する等、人と熊が安全に共生できるよう事業を行う。

出没誘因となる放任果樹の伐採・撤去や野菜残さの除去を働きかけるほか、緩衝帯の整備を推進する。追い払い等の効果がなく、継続的に出没している場合に限り、有害捕獲を行う。

○アナグマ、タヌキ

必要に応じて箱わなでの捕獲を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は捕獲業務について八頭郡猟友会智頭町支部と委託契約を締結し、有害鳥獣の駆除捕獲を行っている。【猟友会会員構成状況】銃猟従事者15人（うちわな猟従事者12人）、わな猟従事者42人

今後は八頭郡猟友会智頭町支部と連携しながら、新規会員を増やす取組を重点的に行っていく。

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。【捕獲従事者の登録状況】101人（令和7年11月25日現在）

平成27年10月より智頭町鳥獣被害対策実施隊を結成し、有害鳥獣捕獲への指導及び捕獲を推進している。【実施隊構成】町職員1人、町民15人、合計16人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	全鳥獣	・捕獲従事者となる担い手の確保及び育成 ・箱わな等の整備 ・捕獲講習会等の開催
令和9年度	全鳥獣	・捕獲従事者となる担い手の確保及び育成 ・箱わな等の整備 ・捕獲講習会等の開催
令和10年度	全鳥獣	・捕獲従事者となる担い手の確保及び育成 ・箱わな等の整備 ・捕獲講習会等の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

過去の実績から年100頭を計画数とする。里部での水稻被害が発生しており、被害地域を中心とした捕獲体制を整備する。また、狩猟期中においても八頭郡猟友会智頭町支部会員を対象に有害捕獲許可を行うことで、狩猟期における捕獲力の強化を図る。

年	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数(頭)	101	39	49	70	57

○ニホンジカ

過去の実績から年間650頭～700頭を計画数とする。また、指定管理鳥獣捕獲事業の過去5年間の捕獲頭数が450頭前後であり、全体としては年間1,100頭～1,150頭程度の捕獲が見込まれる。水稻、豆類及び野菜類に被害が発生しており、町内全域で捕獲体制を整備する。また、狩猟期中においても八頭郡猟友会智頭町支部会員を対象に有害捕獲許可を行うことで、狩猟期における捕獲力の強化を図る。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数(頭)	502	499	471	656	640

○カラス類

過去の実績から年間20羽を計画数とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数(羽)	18	14	22	6	14

○ヌートリア

地域からの完全排除を最終目標とする。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲数(頭)	0	6	3	0	5

○アライグマ

地域からの完全排除を最終目標とする。

○ハクビシン

年間5頭を捕獲目標とする。

○アナグマ、タヌキ

年間10頭を捕獲目標とする。

○キジバト、カモ類

年間20羽を捕獲目標とする。

○サギ類

年間30羽を捕獲目標とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	650頭	650頭	700頭
カラス類	20羽	20羽	20羽
ヌートリア	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
アライグマ	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
ハクビシン	5頭	5頭	5頭
アナグマ、タヌキ	10頭	10頭	10頭
キジバト、カモ類	20羽	20羽	20羽
サギ類	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容

<p>(智頭町全体)</p> <p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：銃器及びくくりわな、箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年（狩猟期間中の有害捕獲に取り組み、捕獲強化する。） <p>○ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：銃器及びくくりわな、箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年（狩猟期間中の有害捕獲に取り組み、捕獲強化する。） <p>○カラス類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：一斉捕獲を基本とし、被害が顕著な地域には、八頭郡猟友会智頭町支部による見回り、追い払いを行う。 ・実施予定時期：一斉駆除 3 回/年 <p>○ヌートリア、アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年（特に繁殖期前の捕獲を強化する。） <p>○ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年（特に繁殖期前の捕獲を強化する。） <p>○アナグマ、タヌキ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年（被害報告に基づく捕獲許可による。） <p>○キジバト、カモ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：銃器を基本とする。 ・実施予定時期：通年（被害報告に基づく捕獲許可による。） <p>○サギ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：一斉捕獲を基本とし、被害が顕著な地域には、八頭郡猟友会智頭町支部による見回り、追い払いを行う。 ・実施予定時期：一斉駆除 3 回/年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度

イノシシ、ニホンジカ	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵・ネット 4,000m	ワイヤーメッシュ柵・ネット 4,000m	ワイヤーメッシュ柵・ネット 4,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵周辺の刈払い ・ 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・ 捕獲檻との一体的な管理及び運用 ・ 各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵周辺の刈払い ・ 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・ 捕獲檻との一体的な管理及び運用 ・ 各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵周辺の刈払い ・ 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・ 捕獲檻との一体的な管理及び運用 ・ 各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

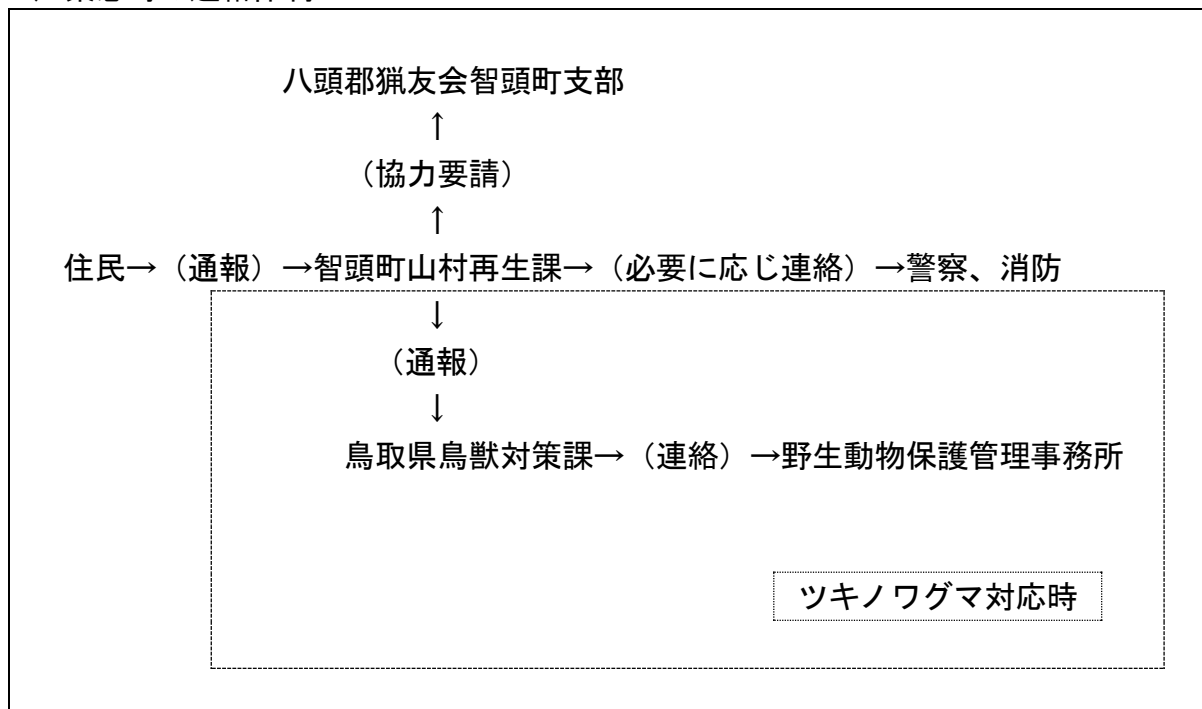
年度	対象鳥獣	取組内容
R8	ヌートリア アライグマ	ヌートリア・アライグマ防除実施講習会を開催し、ヌートリア・アライグマの生態及び被害防止に係る知識を普及。
	ツキノワグマ イノシシ	放任果樹の撤去、農作物残さの投棄防止の働きかけ。
	ニホンジカ	林地の間伐の実施支援による狩猟環境の改善、チェーンソー講習会等の林業従事者育成講習会の実施。
R9	ヌートリア アライグマ	ヌートリア・アライグマ防除実施講習会を開催し、ヌートリア・アライグマの生態及び被害防止に係る知識を普及。
	ツキノワグマ イノシシ	放任果樹の撤去、農作物残さの投棄防止の働きかけ。
	ニホンジカ	林地の間伐の実施支援による狩猟環境の改善、チェーンソー講習会等の林業従事者育成講習会の実施。
R10	ヌートリア アライグマ	ヌートリア・アライグマ防除実施講習会を開催し、ヌートリア・アライグマの生態及び被害防止に係る知識を普及。
	ツキノワグマ イノシシ	放任果樹の撤去、農作物残さの投棄防止の働きかけ。
	ニホンジカ	林地の間伐の実施支援による狩猟環境の改善、チェーンソー講習会等の林業従事者育成講習会の実施。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
智頭町	ツキノワグマの放獣場所の選定、捕獲・放獣場所周辺の警備 ツキノワグマ生息地域でのわな設置者への注意喚起 ツキノワグマ有害個体の進入防止対策、有害捕獲 ツキノワグマの緊急捕獲の検討
鳥取県農林水産部 農業振興局 鳥獣対策課	ツキノワグマの放獣補助、捕獲情報記録
八頭郡猟友会智頭町支部	被害を生じた、又は被害を生じる恐れのある鳥獣の捕獲 ツキノワグマの放獣場所の選定・放獣場所周辺の警備

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理は、埋設・食肉利用を基本として、埋設にあたっては生態系に影響を与えないよう適切に行う。獣肉解体処理施設に持ち込まれた個体で、食肉利用ができない個体や残渣等については、ペットフード利用、焼却処分又は産業廃棄物として適切に処分する。

食肉利用にあたっては、平成30年4月に開業した獣肉解体処理施設(個人経営)及び令和7年度に開業した町内2事業者目の獣肉解体処理施設(個人経営)への継続的な持ち込み等の協力を八頭郡猟友会智頭町支部に呼びかける。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内で営業する獣肉解体処理施設(個人経営)で食品用として処理された肉を、町内飲食店・民泊家庭・学校給食などを中心に流通させる。また、町内だけでなく、鳥取市からも搬入の受け入れを行い、ジビエの供給を安定させることで鳥取市内や都市圏への販路の拡大及び維持を行う。智頭ジビエとして広く流通させ、新たな特産品となるよう推進する。
ペットフード	獣肉解体処理施設に搬入された食肉に不向きな部位をペットフードに加工する。収益向上のための主要な取組としていちづけ推進する。

(2) 処理加工施設の取組

百人委員会獣害対策部会の要望を受け、平成30年4月に獣肉解体処理施設(個人経営)が開業した。また、令和7年度から町内2事業者目となる獣肉解体処理施設(個人経営)が開業した。これらの施設と、百人委員会獣害対策部会及び八頭郡猟友会智頭町支部との連携を図り、町内の捕獲個体の搬入促進や、有効利用を推進する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

令和4年からいなばのジビエ推進協議会と連携した処理加工従事者のスキルアップ研修会を実施している。また、処理加工技術者の確保のため獣肉解体処理施設及び八頭郡猟友会智頭町支部と連携した人材育成研修を毎年継続して実施する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	智頭町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
智頭町	○智頭町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・食肉処理加工に関すること ○協議会の運営に関すること
鳥取いなば農業協同組合	○智頭町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・食肉処理加工に関すること ○協議会の運営に関すること
智頭町森林組合	○智頭町の鳥獣による林業被害に関すること
八頭郡猟友会智頭町支部	○町全域の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること

	・食肉処理加工施設に関すること
事業実施地域（集落等）の代表	○実施地域の被害防除に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課	○全体計画の支援に関すること
鳥取県東部農林事務所八頭事務所	○全体計画の助言に関すること
鳥取県東部農林事務所農商工連携チーム	○全体計画の助言に関すること ○ジビエの推進に関すること
鳥取県農業共済組合東部支所	○智頭町の鳥獣による農業被害に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鳥獣防止対策を効果的且つ効率的、持続的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置している。</p> <p>①活動内容 捕獲、追い払い等</p> <p>②隊員数 猟友会員 15人 町職員 1人</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>○ツキノワグマ対策</p> <p>出没する地域が限定されるため、狩猟免許取得者の中で緊急的な出動が可能な者の協力により、鳥取県第二種特定鳥獣管理計画に沿った対策の体制づくりを検討し段階的な対応を実施する。</p> <p>また、令和7年度より緊急銃猟制度が施行されたことを受け、緊急時における体制を整備する。</p>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>野生イノシシの豚熱（CSF）が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。また、定期的なサーベランスを実施することで町産ジビエの安全性の確保を行う。</p>
